

調査のあらましと利用上の注意

1. 調査の沿革

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の内容を拡充するとともに、調査名を変更したものであり、平成15年住宅・土地統計調査はその12回目に当たる。

2. 調査の地域

平成12年国勢調査調査区の中から市内で約5万世帯を対象に、標本調査（サンプル調査）した。

3. 調査の対象

調査の時期において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯について調査した。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所

- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

4. 標本設計の概要

平成12年国勢調査区の中から全国平均約4分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成15年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区（全国）について調査した。

5. 結果の推定方法

住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数と標本調査区における調査単位区抽出率の逆数の積を乗じて合算し、平成15年10月1日現在の推計人口に基づいて比推定を行った。

なお、この結果と全数調査から得られるであろう数値との間には若干の推定誤差が見込まれる。その誤差は、推計値の大きさや項目ごとに異なっており、その誤差率は表のとおりである。

この表における標準誤差率に推計値を乗じると、標準誤差が得られ、推計値を中心としてその前後に標準誤差だけの幅を取れば、その区間内に全数調査を行えば得られるはずの値があることが約2/3の確率で期待され、また標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間内に全数調査を行えば得られるはずの値が約19/20の確率で期待できる。

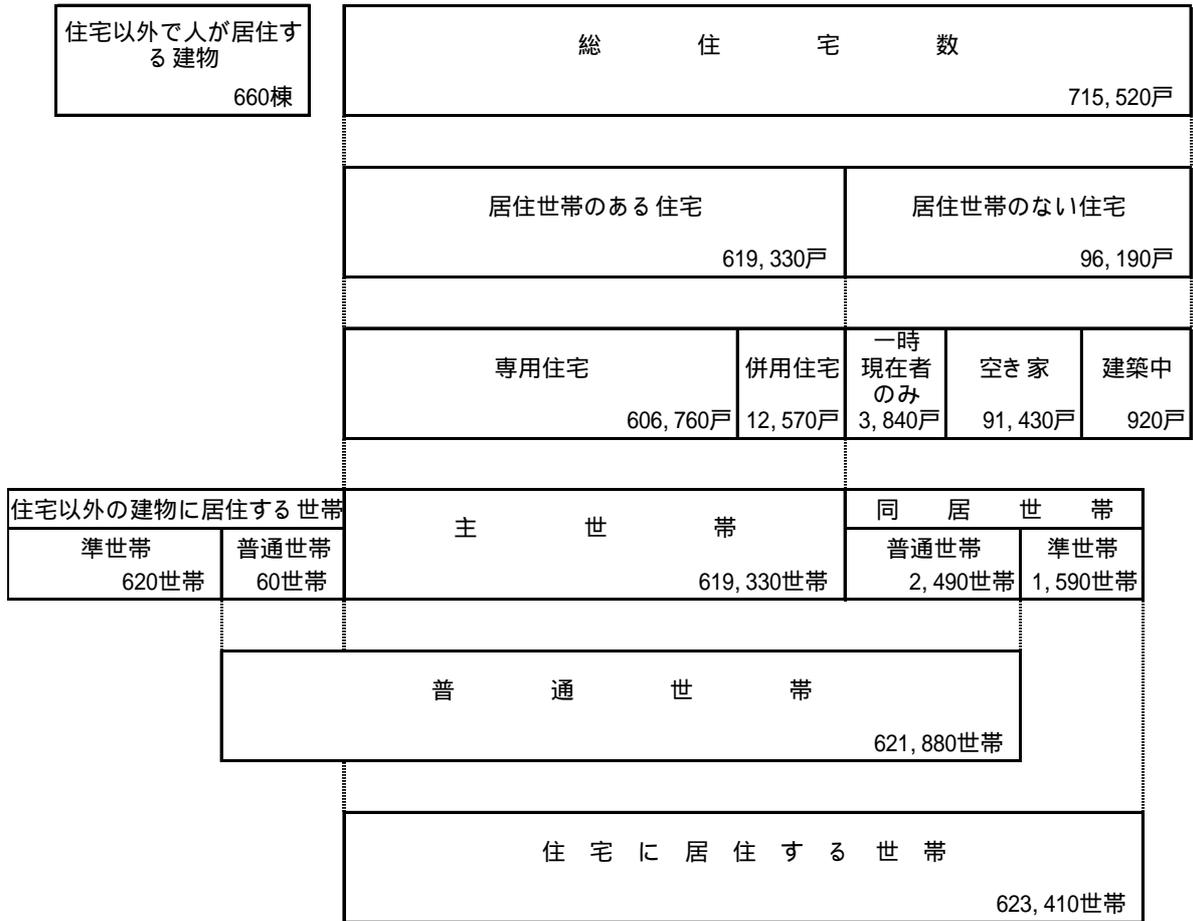
なお、統計表は推計値の1位を四捨五入し、10位までを表章した。したがって、表中で個々に内訳数値を合計したものとその総数とは必ずしも一致しない。

推計値の大きさ別標準誤差率

推定値	標準誤差率
500	0.34189
700	0.28873
1,000	0.24130
2,000	0.16999
3,000	0.13828
5,000	0.10630
7,000	0.08915
10,000	0.07372
20,000	0.05001

推定値	標準誤差率
30,000	0.03903
50,000	0.02723
70,000	0.02015
100,000	0.01244
200,000	-
300,000	-
500,000	-
700,000	-
1,000,000	-

住宅と世帯の相互概念図



注) 概念図内の数値は平成15年の調査結果である。